

第2委員会報告資料

- 1 福岡市施設整備公社への依頼事業計画について・・・・・・・・ P 1
- 2 学校施設開放の見直しについて（方針）・・・・・・・・ P 3

平成27年3月

教育委員会

平成27年度 福岡市施設整備公社への依頼事業計画について

事業名	伊都土地区画整理事業地内小学校 校舎新築
事業の概要	伊都土地区画整理事業地内小学校 の校舎新築を依頼するもの。
所在地	西区女原北12番
建築計画延面積	約11,000㎡
主な建築内容	構造：鉄筋コンクリート 地上4階建 施設概要： 校舎，講堂兼体育館，プール等 ※留守家庭子ども会室及び公民館・ 老人いこいの家を併設
工事予定	平成27年8月 着手 平成28年12月 完成

草ヶ江小学校 講堂兼体育館等改築	香椎東小学校 校舎増築
草ヶ江小学校の講堂兼体育館等の建設を依頼するもの。	香椎東小学校の校舎の増築を依頼するもの。
中央区草香江二丁目 3 番 5 号	東区香椎台一丁目 9 番 1 号
約2,980㎡	約346㎡
構造：鉄筋コンクリート 地上4階建 施設概要： 講堂兼体育館，プール，特別教室等	構造：鉄筋コンクリート 地上2階建 施設概要： 普通教室2CR 教具室，会議室
平成27年11月 着手 平成28年11月 完成	平成27年7月 着手 平成28年2月 完成

学校施設開放の見直しについて（方針）

1 見直しの経緯

学校施設の開放については、その目的や対象に応じて事業が区分され、教育委員会、市民局、こども未来局のそれぞれで事業を所管し実施していた。

また、その申し込み方法や窓口、運営側の体制、対象校や時間帯、申請様式等が事業毎に分かれ、利用者からみてわかりにくく、煩雑な利用手続きとなっている。

さらに、平成 22 年度の行政監査において、様々な指摘事項及び検討が望まれる事項があったことから、事業を所管している関係局において、事業の見直しを行ってきたものである。

なお、市民局で実施していた「学校校庭夜間開放事業」及び「学校体育館開放事業」を平成 25 年度から教育委員会へ移管し、効率化を図っている。

2 見直し対象事業

- (1) 学校校舎校庭使用許可 [全校]
- (2) 学校校庭夜間開放事業 [小 15 校・中 49 校] (H25 市民局から移管)
- (3) 学校体育館開放事業 [小学校 130 校] (H25 市民局から移管)

3 見直し内容

- (1) 開放事業の一元化

「学校校舎校庭使用許可」、「学校校庭夜間開放事業」及び「学校体育館開放事業」を『学校施設開放事業』として一元化し、教育委員会が所管する。

- (2) 運営体制の統一化

事業一元化に伴い、校庭夜間開放事業と体育館開放事業のために設置していた各運営委員会は廃止し、新たに学校単位に、「学校施設開放連絡会」と「利用調整会議」を設置する。

ア 学校施設開放連絡会の役割

「委員構成」

学校、自治協議会、公民館、スポーツ推進委員、校区体育関係者、昼間校庭開放指導員（小学校のみ）、その他学校が必要と認める者

「開催頻度」

年3回程度（各学期ごと）

- ・学校行事、自治協議会及び公民館等の地域行事及び公民館サークルの使用枠等を調整し、一般の登録団体に開放する開放日の決定を行う。

（※ 公民館サークルの使用日については、学校施設開放連絡会で決定した使用枠の範囲内で、各公民館が調整を行う。）

イ 利用調整会議の役割

「委員構成」

学校，登録団体代表者

「開催頻度」

原則として，毎月（使用月の3か月前）

- ・抽選などによる調整により，登録団体の使用日を決定する。
- ・学校，学校施設開放連絡会，教育環境課からの開放施設の適切な使用，マナーの向上などの連絡事項について周知徹底を行う。

(3) 開放施設と使用時間

開放施設・・・校庭，体育館，武道場

※ 教室は，通常の利用調整には含めず，個別調整とする。

使用時間・・・8時から22時まで

※ 学校教育（部活動を含む）に支障のない範囲

※ 地域の了解が得られた場合に限り，6時から8時までの早朝使用を認める。

※ 校庭の夜間照明施設の利用は，18時から21時までの間に限る。

(4) 団体の審査，団体登録及び団体への指導

使用を希望する団体は，教育委員会で学校施設を使用できる団体が審査を行い，事前に団体登録を行う。併せて，団体登録時に減免適用の判断を行い，使用料の有料か無料かを明確にする。

また，開放施設の適切な使用，マナーについて，登録団体への指導を行い，徹底を図る。マナー違反のあった団体に対しては，団体登録取消しを行うなど，必要な措置を行う。

(5) 施設使用料の徴収方法

前納による納付とし、教育環境課から登録団体へ直接請求する。納付確認後、使用許可を行う。

雨天等の場合の還付事務は、教育環境課で行う。

(6) 校庭夜間開放指導員の廃止

照明の点灯・消灯、用具等の管理は、体育館と同様に登録団体の自主管理とし、校庭夜間開放指導員は廃止する。

指導員が管理していた夜間照明施設の鍵は、学校に暗証番号を設定したキーボックスを設置し、管理を行う。

使用時間の徹底及び照明の消し忘れ防止のため、照明施設に自動消灯装置を設置する。

4 新制度への移行スケジュール

	27年度				28年度
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
事業・運営体制 統一			新体制立上げ →	新体制(4月使用分～) →	
指導員廃止		消灯装置設置 →	消灯装置試験運用 →	3月末廃止 →	自主管理 →
団体登録	周知 →	受付・審査・決定 →	利用調整(4月使用分～) →		使用開始 →

学校施設開放事業イメージ (平成28年4月～)

教育委員会（所管：教育環境課）

連携

学校

学校施設開放連絡会

- ・学校行事，地域行事を調整
- ・一般開放日を決定

運営

利用調整会議

- ・一般開放日の各使用団体の
使用日の調整

会議参加

※P7 ①参照

団体登録申請
・登録証交付
※P8 ②参照

使用許可申請
・使用許可
※P8 ③参照

使用団体

「学校施設開放の見直し後の事務手続きの流れ」

① 運営体制一元化後の事務の流れ（使用日の調整）

学校施設開放連絡会

- ◆委員構成
学校，自治協議会，公民館，スポーツ推進委員，
校区体育関係者，昼間校庭開放指導員 等
- ◆年3回開催（各学期ごと）

- ◆学校行事，自治協議会行事，公民館事業，
公民館サークル活動の予定を調整

一般開放日を決定

利用調整会議

- ◆委員構成
学校，登録団体代表者（一般サークル）
- ◆原則として，毎月開催（使用月の3か月前）

- ◆ **一般開放日** の各登録団体の使用日を調整

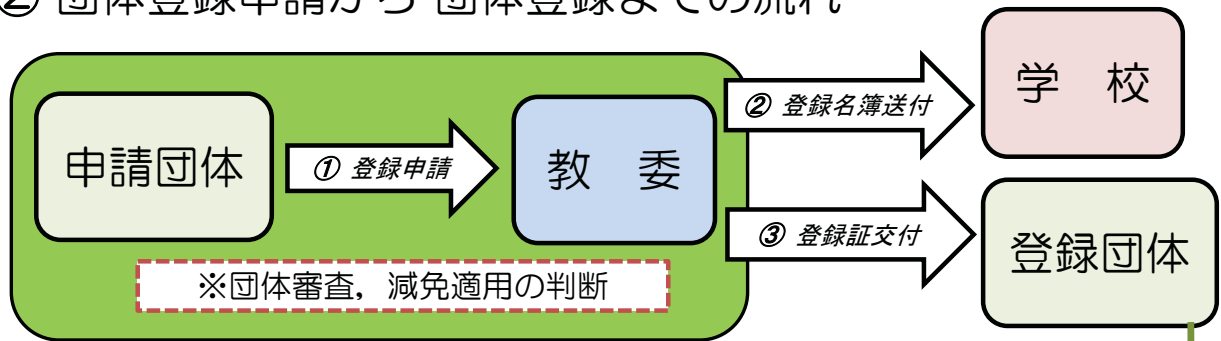
※空枠の受付

- ◆調整後の空枠は，教育委員会で随時受付

・複数の運営委員会を担当していた地域及び学校の負担を軽減。

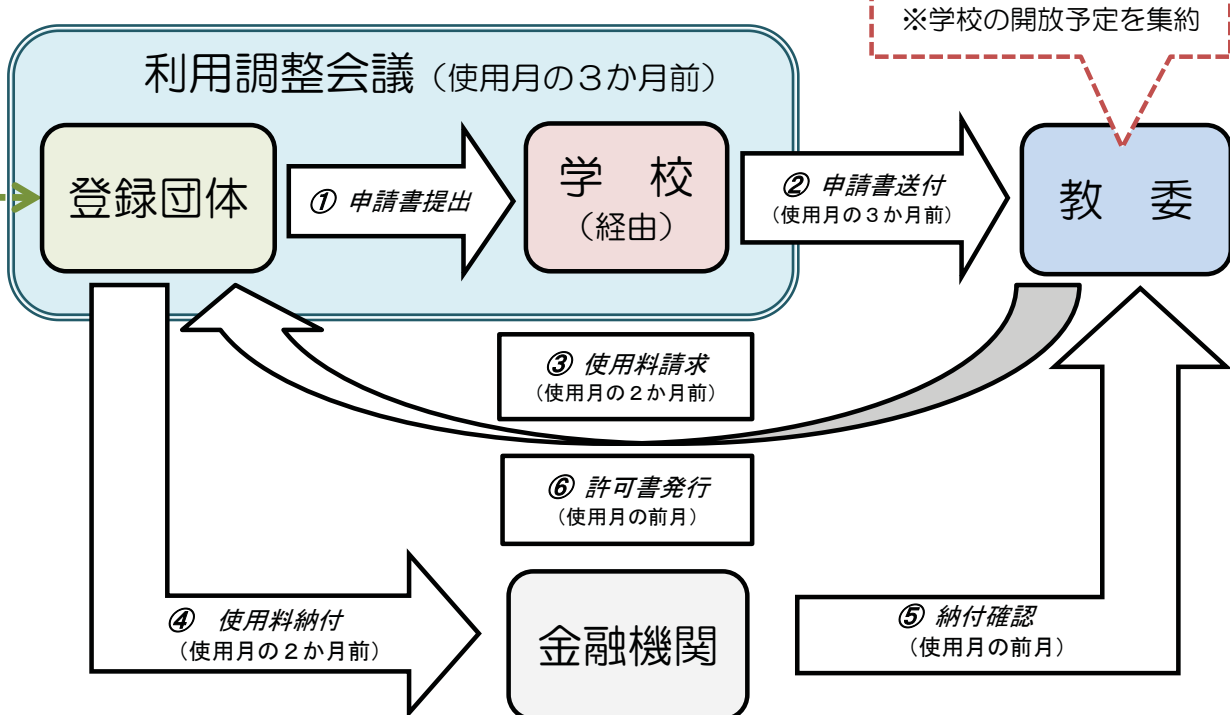
(平成28年4月～)

② 団体登録申請から 団体登録までの流れ



- 使用できる団体を事前登録し、団体を有料と減免に区分した登録団体マスターを作成。
- 登録団体マスターにより、教育委員会で減免適用の判断を一括して行うことで、学校の負担を軽減。学校毎で異なる取り扱いをしていた不適切な事務処理を〇(ゼロ)に。

③ 使用許可申請から 使用許可までの流れ



- 納付確認後、使用許可。使用料の滞納を〇(ゼロ)に。
- 使用許可は教育委員会で実施。学校の負担を軽減。
- 使用許可申請時の学校長の副申、公民館長の副申は不要。

「学校施設開放事業（曜日・時間別）」

現 行

○ 小学校【校庭】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
平日	学 校 教 育										校舎校庭使用許可	校庭夜間開放 〔小学校14校〕			
土	昼間校庭開放（小学校138校） こども未来局														
日・祝	昼間校庭開放（小学校138校） こども未来局														
長期休業中	校舎校庭使用許可					昼間校庭開放 こども未来局									

※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。

※ 夜間照明施設の利用は、18時から21時までの間に限る。

○ 小学校【体育館】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
平日	学 校 教 育										校舎校庭使用許可									
土	体育館開放（小学校130校）																			
日・祝	体育館開放（小学校130校）																			
長期休業中	体育館開放（小学校130校）																			

※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。

○ 中学校【校庭】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
平日	学 校 教 育										校庭夜間開放 〔中学校49校〕						
土	部 活 動																
日・祝	部 活 動																
長期休業中	部 活 動																

※ 学校施設の使用は、部活動の終了時間以降に限る。

※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。

※ 夜間照明施設の利用は、18時から21時までの間に限る。

○ 中学校【体育館・武道場】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
平日	学 校 教 育										校舎校庭使用許可									
土	部 活 動																			
日・祝	部 活 動																			
長期休業中	部 活 動																			

※ 学校施設の使用は、部活動の終了時間以降に限る。

※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。

変 更 案 (平成28年度以降)

○ 小学校【校庭】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
平日	学 校 教 育										学校施設開放事業									
土	学校施設開放事業															昼間校庭開放 (小学校138校) こども未来局				
日・祝																学校施設開放事業				
長期休業中	学校施設開放事業					昼間校庭開放 こども未来局														

- ※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。
- ※ 夜間照明施設の利用は、18時から21時までの間に限る。

○ 小学校【体育館】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
平日	学 校 教 育										学校施設開放事業				
土	学校施設開放事業														
日・祝															
長期休業中															

- ※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。

○ 中学校【校庭・体育館・武道場】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
平日	学 校 教 育										学校施設開放事業				
土	部 活 動														
日・祝															
長期休業中															

- ※ 学校施設の使用は、部活動の終了時間以降に限る。
- ※ 地域の実情が得られたものに限る、6時から8時までの使用を許可。
- ※ 校庭の夜間照明施設の利用は、18時から21時までの間に限る。